

地方独立行政法人青森県産業技術センター物品等又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第15条第2項の規定に基づく公示

地方独立行政法人青森県産業技術センター財務会計システム更新業務委託に係る契約の相手方の決定に関する通知等について、下記のとおり公示する。

令和元年10月11日

地方独立行政法人青森県産業技術センター
理事長 成田勝治

項目	内容
(1) 物品等又は特定役務の名称及び数量	名称：地方独立行政法人青森県産業技術センター財務会計システム更新業務委託 数量：財務会計システム更新業務 一式
(2) 契約を担当する研究所等の名称及び所在地	名称：地方独立行政法人青森県産業技術センター 本部事務局総務室 所在地：黒石市田中82番9号
(3) 随意契約の相手方を決定した日	令和元年10月2日
(4) 随意契約の相手方の氏名及び住所	氏名：株式会社青森共同計算センター 住所：青森市第二問屋町三丁目10番26号
(5) 随意契約に係る契約金額	契約金額：¥41,998,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
(6) 契約の相手方を決定した手続	随意契約 （地方独立行政法人青森県産業技術センター会計規程第41条第1項第2号の規定による。）
(7) 随意契約とした理由	平成30年度において、当センターの基幹情報システムであるグループウェアシステム（GWS）について企画提案競技を実施の上、受託者が株式会社青森共同計算センターに決定した。 当センターの情報システム体系においては、 ①グループウェアシステム（GWS）とウェブサイト管理（CMS）との連携 ②グループウェアシステム（GWS）と財務会計システムとの連携（平成31年度更新） ③グループウェアシステム（GWS）と人事給与・庶務事務システムとの連携（平成31年度以降） が求められているところであり、グループウェアシステム（GWS）に係る企画提案競技においてもシステム間

	<p>の連動性を持たせるため、今後更新予定の財務会計システム及び人事給与・庶務事務システムとの連携を想定したグループウェアシステム（GWS）の構築を条件としている。</p> <p>また、当センターの情報セキュリティ対応のため、情報システムを一元管理する必要があるため、その運用管理を基幹情報システムであるグループウェアシステム（GWS）の構築先である株式会社青森共同計算センターに委託している。仮に、同社以外の業者が新たに財務会計システムを構築した場合、当センターの情報システム全体に係る一元管理を保つためには、このシステムとグループウェアシステム（GWS）との連携性の確認、さらにこの財務システムを含めた一元管理の方法を再度検討しなければならない、その間の空白期間を生じさせることになり、当センター全体の情報セキュリティが危険にさらされる可能性がある。</p> <p>以上のことから、当センター財務会計システムの構築を依頼するのは、グループウェアシステム（GWS）を構築し、情報システムを一元管理している株式会社青森共同計算センター以外にないため、同社と随意契約を行うこととしたものである。</p>
(8) その他必要な事項	特になし。